

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について

(9月10日 期間延長)

久米島町新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき感謝申し上げます。

国による緊急事態措置期間の再延長を踏まえ、感染拡大防止に向け、沖縄県の「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針（9月9日変更）」の要請内容を遵守するとともに、次のことを基本方針として取り組みます。

町民及び来訪予定の皆様には緊急事態宣言期間中（5月23日から9月30日まで）、次のことを要請します。

町民の皆様へ

- ① 医療機関への通院等 やむを得ない場合を除き、沖縄本島との不要不急の往来は自粛してください。
- ② 渡航した場合や感染に不安のある方は、久米島空港内で実施しているPCR検査を利用してください。（町民は1,000円で利用することができます。）

来訪予定の皆様へ

- ① 島外から本町への旅行等については、自粛又は延期してください。
- ② 本町出身者又は関係者の皆様の帰省については、自粛又は延期してください。
- ③ やむなく来島する場合は、来島前（3日前程度から直前まで）に確実にPCR検査又は抗原検査による陰性判定を受けてください。
また、本町の医療体制は脆弱であることから、マスク着用など、感染防止対策を徹底して頂くとともに、町民の方との会食等の接触は控えてください。

※事態の進行により、方針の修正が必要な場合は、久米島町コロナウイルス感染症対策本部において方針を更新し、町ホームページやFMくめじま等でお知らせします。